



自衛隊合憲の歴史と論理 (老生の呟き)

宝珠山 昇

先日在京の郷土人会で、地方の旧制中学を出て著名大学理工学部出身の大先輩から、「法律のことは良く解りませんが、憲法には自衛権のことを書いてないのですか」との趣旨の質問を受けた。「自衛隊加憲」(九条の一項、二項をそのまま残し、憲法に自衛隊の根拠規定を加えることを言う。以下本稿中同じ。)を巡る論議の混迷に心を痛めている様子であった。

半世紀以上、種々の妨害に直面しながら、自衛権行使体制の充実・向上などの現場に直接・間接に関わってきた老生の率直な感想を、これまでの投稿との重複を厭わず述べさせていただきたい。

○ 現行の日本国憲法は、米国を中核とする連合軍が国内の治安維持をも含む安全保障任務を負担している占領下、終戦の 2 か月後に成立した国連憲章の敵国条項下、極東国際軍事裁判中、食糧援助を受けなければ生存して行けない困窮状況の中で、即ち、国家主権を回復していない状況下で、受け入れさせられたものである。(昭和天皇を極東軍事裁判にかけないことを条件とした取引があったともいわれている。)

自衛権は主権国家固有の権利である。これは自然法・天然法であり、いかなる主体もこれを否認することはできないもの。現行憲法は、この自衛権を、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、行使すると「前文」に明記している。

別言すれば、米国を中心とする連合軍の力と 1 年前に成立した国連憲章第 7 章の「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」が効果的に実施されることを信じて、又は、信じ込まされて、更には、講和条約交渉、署名、発効に悪影響があるなどと聞かされて、受け入れたものである。

○ しかし、現行憲法公布の頃から、「諸国民への信頼」が、ソ連、中共、北朝などの戦争行為によって失われる事態が頻出し、在日占領軍は、戦地に出て行き、日本には力の空白が生じ、暴動、革命などの恐れも出ていた。それらは、現行憲法が想定していなかった、在日占領軍が国内の治安維持の任務も果たせなくなる事態の出現であった。

これらのため、1945 年(昭和 25 年)夏、時の統治者、在日連合軍最高司令官マッカーサー元帥は、警察予備隊の創設を許可(実質は命令)し、政府は警察予備隊令(政令)を公布・施行した。この任務は、治安維持のために特別の必要がある場合に限定し、9 条と関係するものではなかった。また、講和条約発効から 180 日後に失効するものであった。(この頃、ダレス米国国務長官から、再軍備を要請されたが、日本は国力の不足などを理由に断ったともいわれている)



る。)

1952年(昭和27年)4月28日の講和条約発効(国家主権の回復)、戦乱の拡大、安全保障環境の激化に伴い、警察予備隊は、対外的に自衛権を行使できる実力組織として、1952年(昭和27年)8月には法律を以って保安隊に、1954年(昭和29年)7月には同じく法律を以って自衛隊に改組された。

わが国は、自衛隊への改組後、自衛権行使の限度などに関する厳密な論議を繰り返しつつ、国権の最高機関の議決の下に、国力国情に応じ、自衛権行使体制、国際平和協力態勢などの充実に努めてきた。

この種の自助努力をなさないことは、日米安保条約第3条の自衛力の維持・発展努力義務に反し、憲法98条の条約遵守義務違反となる恐れがあるのみならず、日本の生存基盤の一つである日米同盟関係を毀損する、主権放棄にも等しい自殺行為となる、可能性が大きいものである。

本来、自衛隊創設時などに、憲法は改正されるべきであった。しかし、時の内外環境は、それを論議などできる状況ではなく、実行できなかった。

国内は、戦災(言うまでもないことであるが東日本大震災などの比ではない、全国・全国民規模の巨大なものであった)からの復興第一とする以外に考えられなかった時代であった。国際環境は、内戦状態、あるいは、共産主義との戦いなどが進行していた。それらの戦火はわが国に及んでいた。

これらは、憲法改正に必要な「国民投票法」などを論議し、改正手続きを取る暇・余裕を持たせないものであった。

このように、自衛隊の保有は、危急存亡の秋に、国権の最高機関の議決を経てなされた、主権国家固有の生存権・自衛権の行使であり、「憲法違反」などではない。

○ 自衛隊加憲は、人類が数多の戦乱の中で学んだ、紛争を平和的に解決する英知を反映した未来志向の普遍の原理を表明している9条を生かしつつ、自衛隊の合憲性を確認し、安全保障体制の基盤を確立しようとするものである。

これは、七十余年の間に出された「国防の基本方針」などの多種多様な政府統一見解、最高裁判決などに明確に示されている解釈改憲の歴史を、そうせざるを得なかった先達の英知を、素直に条文化すれば良いことである。

○ そうすれば、前文に明記されていることを、3項として「前項の規定は、自衛のための必要最小限度の実力を保持することを妨げない」とか「自衛権の発動を妨げない」などと加えようとする案は、更には、現に存在するものを追認しようとしているのに「妨げない」などとする案は、出てこないはずである。

○ なお、「自衛の範囲や、自衛のための必要最小限度の実力とは何かについて、きちんとした整理を憲法改正以前にしてほしい」などと言った注文を付ける国会議員や憲法学者などがある。



国際平和戦略研究所

しかし、自衛権行使の必要最小限度は、その時々の安全保障環境、軍事技術の進歩、自衛能力と同盟国などに期待し得る能力などを総合的に勘案して、国権の最高機関が最終的に決断すべきもので、現在までに政府統一見解などで示されているもの以上に具体的に、あらかじめ、硬性憲法は言うまでもなく法律でも、政令でも、明記、公言などすることは、有害無益、不適當、不可能なものである。

国家、民族、組織体、個人にとって、その固有の自衛権の行使の具体的限度などの論議は、複雑、多様、変化してやまない環境下での生存に付随するもの、憲法改正の有無にかかわらず常続的になされるべき永遠の課題である。

(2018年3月8日記)

○ 以上の老生の眩きは、「頂門の一針」、「国際平和戦略研究所 (CISS) HPの「提言」欄や、小生のHP [<http://natdef.exblog.jp/>]

の憲法改正の項に掲載されたものと重複があることをお許し願います。